# 第4章 災害復旧・復興計画

# 第1節 公共施設等の災害復旧計画

## 第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な 施設の新設、改良復旧、耐震化、不燃化等について配慮した計画を作成し、早期に復旧を図る。

## 第2 災害復旧事業計画

- 1 災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査検討し、公共施設等の災害復旧事業計画を 速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - (1) 原状回復を基本としつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧するよう計画し、復興を見据えたものとする。
  - (2) 被災施設の重要度や被災状況を勘案し、緊急に重要事業を定めて計画的な復旧を図る。
  - (3) 事業規模や難易度等を勘案し、迅速かつ円滑な事業を推進する。
  - (4) 環境汚染の未然防止を図るとともに、住民の健康管理に配慮して、事業を実施する。
  - (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図る。
  - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努める。
- 3 公共施設等の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 公共十木施設災害復旧事業計画
    - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
    - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
    - ウ 公園公共十木施設災害復旧事業計画
  - (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - (3) 都市施設災害復旧事業計画
  - (4) 上下水道施設災害復旧事業計画
  - (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
  - (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
  - (7) 公営住宅災害復旧事業計画
  - (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
  - (9) その他の災害復旧事業計画

#### 第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)の指定 対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の 指定を受けられるよう、必要な措置を講ずる。

- 2 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 県が実施する調査等に協力する。

【資料編4-1-1 激甚災害指定基準】

【資料編4-1-2 局地激甚災害指定基準】

# 第4 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、速やかに公共施設等の被害の実態を調査して必要な資料を調整し、早期 の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

# 第5 緊急融資等の確保

- 1 災害復旧に必要な資金需要額を速急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講ずる。
- 2 災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資などにより、財源の確保を図る。
- 3 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復 旧事業の関係法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
- (10) 生活保護法
- (11)児童福祉法
- (12)身体障害者福祉法
- (13)知的障害者福祉法
- (14) 売春防止法
- (15)障害者総合支援法
- (16) 老人福祉法
- (17) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (18) 水道法

- (19) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について
- (20)下水道法
- (21) 災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (22) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (23)と畜場災害復旧費補助金交付要綱
- (24) 社会福祉施設災害復旧費事務取扱要領
- (25)公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱

# 4 地方債

災害復旧事業等に関連する地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 一般単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 小災害復旧事業債
- (6) 歳入欠かん債

# 5 交付税

地方交付税に係る措置として、次の措置があげられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

# 第2節 生活の安定確保計画

# 第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談をはじめ、 義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者等の生活安定対策など、市 民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

# 第2 被災者の生活確保

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、県被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

市は、県が災害救助法に基づく救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に要請する。

### 2 罹災証明書

(1) 定義

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2により、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は消防署長が確認できる程度の被害について証明する。

(2) 罹災証明の事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)
- イ 火災による全焼、半焼、水損等

【資料編4-2-1 罹災証明交付申請書様式】

【資料編3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領】

(3) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行う。ただし、火災による罹災証明は、対象となる家屋が所在する所 轄の消防署長が行う。

- (4) 罹災証明書の発行
  - ア 罹災証明の申請窓口は、市民部市民登録課に相談窓口を設置して一括して対応し、財政 部資産税課又は関係消防署を紹介する。
  - イ 罹災証明書は、罹災家屋等の所有者、管理者及び占用者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、市長又は消防署長が発行する。
  - ウ 市長は、必要に応じて、県被災者台帳システムを活用するとともに、罹災証明の交付が 遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害 の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結及び応援の受入 れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に 努める。

エ 罹災が証明できない場合、家屋以外のものが罹災した場合は、罹災者の届出に基づく「罹 災届出証明書」を発行する。

## 【資料編4-2-2 罹災証明書様式】

- オ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非 常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定 の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努め る。
- カ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した 住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

#### 3 生活相談

市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、県及び他の地方公共団体等から寄せられる問合わせ、要望等に迅速かつ的確に応えるため、次の措置を講ずる。

機関名	措置事項			
市	(1) 被災者のための相談所を市役所及び避難場所等に設置して苦			
	情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。			
	(2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡す			
	るなど、速やかな対応を図る。			
	(3) 県及び防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。			
	(4) 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制			
	を確立する。			
警察	警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を			
	設置して安否確認や治安等の相談に当たる。			
指定公共機関、指定地方	支店、営業所又は現地の必要な場所に、臨時相談所等を設置し、			
行政機関等	所管業務の相談に当たる。			

【資料編4-2-6 災害時における支援協力に関する協定書(岩手県行政書士会)】

#### 4 災害弔慰金等の支給

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第55号)に基づき、災害弔慰金及び 災害障害見舞金等を支給する。

【資料編4-2-3 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例】

【資料編4-2-4 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

## 5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したき め細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に 努める。
- (2) 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建 支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)による支援金の活用が円滑に行われ るよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談、指導等を実施する。

- (3) 市は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、県が実施主体となり、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- (4) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の 実施体制の整備を図る。
- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。
  - ア 災害救助法施行令(昭和22年政令第 225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれか に該当する被害が発生した市町村における自然災害
  - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
  - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害
- (6) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体 し、又は解体されるに至った世帯(解体世帯)
- ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修が行われなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に 居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

#### 【支援金の支給】

(複数世帯の場合)

(単位 万円)

				(1
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
解体世帯	補修	100	100	200
長期避難世帯	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借	_	25	25

(単数世帯の場合)

(単位 万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37. 5	112. 5
大規模半壊世帯	建設・購入	37. 5	150	187. 5

	補修	37. 5	75	112. 5
	賃借	37. 5	37. 5	75
中規模半壊世帯	建設・購入		75	75
	補修		37. 5	37. 5
	賃借	_	18. 75	18. 75

※ 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

### (7) 支給申請手続

支援金を申請する際には、支給申請書に次の書類を添付し市役所に提出する。

### ア 基礎支援金

- (ア) 住民票(外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書)等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書(住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同様)(長期避難世帯として認定された世帯を除く。)
- (ウ) 預金通帳の写し(銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの)
- (エ) 住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け当該住宅をやむを得ず解体し、又は 解体されたことが確認できる証明書(半壊解体・敷地被害解体を行った世帯に限る。)
- (オ) 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書(長期避難世帯に該当する場合に限る。)

#### イ 加算支援金

建設・購入等に係る契約書の写し

# (8) 支援金の申請期間

区分	申請期間
基礎支援金	災害のあった日から13ヶ月の間
加算支援金	災害のあった日から37ヶ月の間

# 6 住宅資金等の貸付

- (1) 災害により住居、家財等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするために必要となる 資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談、指導等を実施する。
- (3) 災害復興住宅融資

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の	独立行政		
災害により住宅が滅失又は	法人住宅金		
損壊した者に対し、住宅の	融支援機構		
建設補修及び宅地の整備等	法(平成17		
に必要な資金を「住宅金融	年7月6日		

本

貸付対象	根拠法令	貸付金額	
支援機構」が融資する。	法律第82号)	77.11 #2.HX	AUAUI
1 建設資金 住宅が全壊、大規模半 壊、中規模半壊又は半壊 した旨の罹災証明書の発 行を受けた場合		<ol> <li>土地を取得する場合 3,700万円</li> <li>土地を取得しない場合 2,700万円</li> </ol>	1 据置期間 3年以内(この期間返済 期間を延長する。) 2 返済期間 「35年」又は「年齢に応 じた最長返済期間」のいず れか短い年数以内 3 利子 固定金利型 4 返済方法 元利均等返済又は元金均 等返済
2 購入資金 住宅が全壊、大規模半 壊、中規模半壊又は半壊 した旨の罹災証明書の発 行を受けた場合		3,700万円	1 据置期間 3年以内(この期間返済 期間を延長する。) 2 返済期間 「35年」又は「年齢に応 じた最長返済期間」のいず れか短い年数以内 3 利子 固定金利型 4 返済方法 元金均等返済又は元利均 等返済
3 補修資金 住宅に被害が生じた旨 の罹災証明書の発行を受 けた場合		1,200万円	1 据置期間 1年以内(この期間返済 期間を延長する。) 2 返済期間 「20年」又は「年齢に応 じた最長返済期間」のいず れか短い年数以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均 等返済

# (4) 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付阿	限度額の目安	貸付条件
低所得者世帯、	生活福祉資	福祉資金福	1世帯	150万円以内	1 据置期間
障がい者世帯及び	金貸付制度	祉費(災害			6ヶ月以内
高齢者世帯のう	要綱(平成	援護資金)			2 償還期間
ち、他から融資を	21年厚生労				据置期間経過後7年以內
受けることのでき	働省発社援				3 利子
ない世帯	0728 第 9				保証人あり無利子
	号)				保証人無し 年 1.5%
					(据置期間中は無利子)
		福祉資金福	1世帯	250万円以内	4 保証人
		祉費(住宅			連帯保証人原則として1名
		改修費)			(1) 原則として借受人と同
					一市に居住し、その世帯
					の更生に熱意を有する者
					(2) 生活福祉資金の借受人
					又は借受申込人となって
					いない者
					5 償還方法
					年賦、半年賦又は月賦
					6 申込方法
					官公署が発行する罹災証
					明を添付し民生委員を通
					じ、市社会福祉協議会へ申
					し込む。

# (5) 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震などの自然災	災害弔慰金	対象被害及び貸付限度	1 据置期間
害により、家屋等に被害を	の支給等に	額	3年(特別の事情がある
受けた世帯で世帯の前年の	関する法律	1 世帯主の1月以上の	場合5年)
年間所得が	(昭和48年	負傷	2 償還期間
1人世帯 220万円	法律第82	150万円	据置期間経過後7年(特
2人世帯 430万円	号)	2 住居の全壊	別の事情がある場合5年)
3人世帯 620万円		250万円	3 貸付
4人世帯 730万円		3 住居の半壊	利率年 3.0%
5人以上の世帯 730万		170万円	(据置期間中は無利子)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
円にその世帯に属する者の		4 家財の3分の1以上	4 償還方法
うち4人を除いたもの一人		の損害	年賦又は半年賦
につき30万円を加算した額		150万円	5 延滯利率
ただし、その世帯の住居		5 重複被害	年 10.75%
が滅失した場合にあっては		(1) 1+2 350万円	
1,270万円以内		(2) 1+3 270万円	
		(3) 1+4 250万円	
		6 住居全体の滅失又は	
		流失	
		350万円	

#### 7 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者 に対しては、公営住宅の建設及び補修により住居の確保を図る。
- (2) 滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法(昭和26年法律第 193号)に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。
- 8 租税の徴収猶予及び減免等

市が賦課する税目に関しては、地方税法(昭和25年法律第 226号)、条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの実態に応じて適切な措置を講ずる。

# 第3 中小企業への融資

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講ずる。

- 1 政府系中小企業金融機関 (株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫) の「災害特別融資枠」の設定を促進するため関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証及び保障枠の 確保等の協力の要請
- 4 被害の状況に応じた金融機関の貸付手続の簡易化及び迅速化、貸付条件の緩和等についての 特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底

## 第4 農林漁業関係者への融資

災害により損失を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第 136号)による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん
- 4 農業保険法(昭和22年法律第 185号)に基づく農業共済団体の災害補償業務の迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号)に基づく災害補償業務の迅速化の要請

## 第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

東北財務局盛岡財務事業所は、被災地における人心の安定及び被害の復旧を図るため、関係行政機関等と協議のうえ、災害の復旧や復興に必要となる各種金融対策の措置を講ずる。

#### 1 通貨の供給の確保

- (1) 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に勤め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託する。
- (2) 金融機関の所要現金の確保について、必要な指導及び援助を行う。
  - ア 被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣するなどの必要な措置を講ずる。
  - イ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるとき は、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送通信の確保を図る。
  - ウ 被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、指導を行う。
- (3) 必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業をとるよう指導する。

# 2 非常金融措置

- (1) 被災者の便宜を図るため、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。
  - ア 預金通帳等を滅失又は紛失した預金者に対し、罹災証明書の提示又は簡易な確認方法を もって、被災者の預貯金の便宜的な払戻しを行う。
  - イ 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特 別取扱を行うこと。
  - ウ 被災地の手形交換所において、被害関係手形の提示期間経過後の交換持ち出しを認める ほか、不渡り処分の猶予等の特別措置を講ずる。

- エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置を講ずる。
- (2) 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

### 第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害 特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯につき郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は 盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公 示する。

- 2 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤 十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救 助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に 対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の 料金を免除する。
- 4 被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、被災地の郵便局において、郵便貯金、 郵便為替及び郵便振替業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付、 年金、恩給等の非常払渡し、国債等の非常買取及び非常貸付並びに簡易保険業務についての保 険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

# 【資料編4-2-5 盛岡市と日本郵便株式会社との包括連携協定書】

- 5 被災地域地方公共団体の申請に応じ、簡保積立金を短期融資する。
- 6 民間の発意に基づいた被災地救援活動の充実を目的として、必要に応じて、郵便振替の加入 者がその口座の預り金の寄附を総務大臣に委託する「災害ボランティア口座」を開設し、寄附 金の募集及び民間災害救援団体への寄附金の配分を実施する。

なお、対象とする非常災害は、次のとおりとする。

- (1) 民間災害救援団体による救援事業が可能であること。
- (2) 災害対策基本法に基づき、国務大臣を本部長とする非常災害対策本部又は総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部が設置された場合であること。
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある災害であること。

# 第3節 復興計画の策定

### 第1 基本方針

大規模な災害により甚大な被害を受けた地域については、復興計画を策定するとともに、復興 の推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

# 第2 復興方針・復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、公的団体、産業界、地区住民の代表等で構成する計画策定検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう女性等の参画促進に努める。

- 2 計画策定の目標 防災都市を目指し、住民の安全、環境保全等に配慮したまちづくり計画とする。
- 3 復興計画の策定
  - (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等 を活用するとともに、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用を図る。
  - (2) 計画の策定に当たっては、建築物及び公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。
  - (3) ライフライン施設については、各事業者と調整を図りながら整備を促進する。
  - (4) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

# 第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名			
1 公共土木施設災	(1) 公共土木施設災害復旧事業			
害復旧事業等に関	(2) 公共土木施設災害関連事業			
する特別の財政援	(3) 公立学校施設災害復旧事業			
助	(4) 公営住宅等災害復旧事業			
	(5) 生活保護施設災害復旧事業			
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業			
	(7) 老人福祉施設災害復旧事業			
	(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業			
	(9) 障害者支援施設等災害復旧事業			
	(10)婦人保護施設災害復旧事業			
	(11)感染症指定医療機関災害復旧事業			
	(12) 感染症予防事業			
	(13)医療施設等災害復旧事業			
	(14) 堆積土砂排除事業			
	ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土			
	砂排除事業			

項目	事業名
	イ 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
	(15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
する特別の助成	(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
	(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
	(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定
	措置の特例(天災融資法(昭和30年法律第 136号)が発動された場
	合に適用)
	(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
	(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
	(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
	(8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関す	(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第 264号)による災害関係保
る特別の助成	証の特例
	(2) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他特別の財	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
政援助及び助成	(2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
	(3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
	(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第 129号)による国の貸
	付の特例
	(5) 水防資材費の補助の特例
	(6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
	(7) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害
	復旧事業に対する特別の財政援助
	(8) 雇用保険法(昭和49年法律第 116号)による求職者給付の支給に
	関する特例

# 第4節 原子力災害復旧計画

### 第1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害からの復旧復興のため、被ばく線量の低減や廃棄物の処理についての計画を定めるとともに、風評被害の防止についてもその対策を図る。

# 第2 低減措置 廃棄物等対策

市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく 線量(自然被ばく及び医療被ばくを除く線量をいう。以下同じ。)の低減を図る必要があると認め、 必要な措置を講じるときは、県と連絡調整を図る。

市及び県は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置(以下「低減措置」という。)の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

### 1 低減措置の実施

(1) 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、 低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が 定める。

- (2) 低減措置の対象、実施者等
  - ア 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常 生活において利用する頻度が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減 措置を行う必要があると認める箇所とする。
  - イ 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所を優先して実施する。 この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子ども の生活環境を最優先に実施する。
  - ウ 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者(以下本節中「実施者」という。)が、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

### 2 廃棄物の処理等

- (1) 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、 適切に管理し、処理する。
- (2) 市は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理 又は処理されるよう指導する。

# 3 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、 低減措置の実施結果等を公表する。

### 4 市の措置

(1) 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自ら

が行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

(2) 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

# 第3 健康確保等

市は、県と相互に連携し、健康に不安を感じる市民等(広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下この節において同じ。)に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。

### 1 健康相談の実施

市は、県と相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問合わせに対応できるよう対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

- 2 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施
  - (1) 市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めたときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言を得て、必要な調査及び分析を行う。
  - (2) 市は、県が調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めたときは、県及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

# 第4 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶ影響を軽減するために必要な活動を実施する。

- 1 市は、県及び関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることがないよう、市内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。
- 3 市は、関係機関・団体が自ら風評被害対策に向けた活動を実施する場合においては、活動に 必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し必要な支援を行う。